

電子的診療情報連携体制整備加算 に係るお知らせ

当院では、オンライン資格確認やマイナ保険証を活用し、必要な診療情報を電子的に取得・共有できる体制を整備しています。これにより、患者さまに安全で質の高い医療を提供するため、

「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定しております。

○初診時：月 1 回に限り 4 点

○再診時：月 1 回に限り 2 点

【当院の施設基準・体制】

1. オンライン請求を実施しています。
2. 診療報酬明細書が無償で交付しています。
3. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
4. オンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診察室等で閲覧または活用できる体制を有しています。
5. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまの健康管理に関するご相談に対応しています。
6. 明細書発行に関する事項および医療 DX 推進体制等について、院内掲示およびホームページへ掲載しています。

当院では、電子カルテ情報や外部システムを活用し、質の高い医療の提供に努めております。ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

令和8年6月1日